

「信用金庫取引約定書」改定のお知らせ

平素は川口信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、反社会的勢力の排除条項の改定および電子記録債権に関する業務の取扱開始にともない、お客さまとの融資取引の基本約定書である「信用金庫取引約定書」を平成25年2月13日に改定いたします。

従来の「信用金庫取引約定書」でお取引いただいているお客さまで、株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が提供する電子記録債権サービスの利用申込みをされるお客さま、また他の金融機関で利用を開始されたお客さま、改定日以降に新たに融資取引されるお客さま、既にある借入金の条件変更または契約の更新をされるお客さまは、新しい「信用金庫取引約定書」への変更が必要となります。詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

平成25年2月

